

令和7年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における太陽光発電設備普及促進業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名称

令和7年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における太陽光発電設備普及促進業務

2 業務目的

本業務は、脱炭素先行地域に選定された那須塩原市青木地区において、普及啓発を行うことで電力等の需要家の事業への理解を促進し、それをもって太陽光発電設備の導入を促進することを目的とする

3 履行場所

那須塩原市青木地内

4 業務内容

上記の目的を達成するため、青木地内において、以下の業務を実施すること。
なお、事業の実施にあたっては、本市の脱炭素先行地域における取り組みを十分に理解すること。市ホームページにおける脱炭素先行地域リンク

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/machizukuri/kankyo/kikouhendoutaisaku/C02sakugen/15362.html>

(1) 需要家への訪問などによる普及啓発

対象となる青木地内の需要家は、住宅約700件、事業所・飲食店約30件及び酪農施設約60件程度である。令和7年度は、このうち住宅100件、事業所・飲食店9件及び酪農施設10件への導入を計画している。

地域内の需要家に対して個別訪問を行い、事業の背景や効果、メリット等の普及啓発を行うとともに、太陽光発電設備等の設置に対する技術的な質問等への助言を実施する。

(2) 普及促進のための情報発信

普及促進のための情報発信ツール（パンフレットデータ等）の作成及びツールを用いた情報発信を行う。

(3) 普及促進のための掲示物の作成・設置

普及促進のため、掲示物の作成及び青木地区内への掲示物を設置する。

(4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を利用して太陽光発電設備等を設置した住宅での見学会

太陽光発電設備等の設置が完了している住宅での見学会を実施する。

(5) 業務報告書等の作成

(1)～(4)で実施した業務内容を報告書としてとりまとめること。

5 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

6 成果物

(1) 業務実施報告書 2部を作成、提出すること

(2) (1)の電子データを保存したCD-R 1枚

(3) 打合せ記録 一式

7 提案上限額

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 支払条件

精算払

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。

10 その他

(1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。

(2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密（月1回程度を基本とする）に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

(3) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。

(4) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。

(5) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。

(6) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。